

会 議 録

内容承認	公開・非	<開催日>平成 26 年 5 月 19 日(月) <時 間>10：00～11：40 <場 所>職員会館2階 大会議室		<傍聴人数>0名 <傍聴室>職員会館2階 大会議室																													
阿部委員長	公開の別																																
承認	公開																																
<名称> 平成 26 年度第6回岸和田市自治基本条例推進委員会（第3期）																																	
<出席者> (自治基本条例推進委員会委員出欠状況) ○は出席、■は欠席 <table><tr><td>阿部</td><td>的場</td><td>岸田</td><td>藤林</td><td>馬場</td><td>小南</td><td>山中</td><td>沖藤</td><td>櫻井</td><td>松本</td><td>次井</td><td>中村</td><td>稲富</td><td>野路</td></tr><tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>■</td><td>○</td><td>■</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table> 事務局) 小口企画調整部長、政策企画課：藤浪課長、小林担当主幹、柿花主査、中島担当員						阿部	的場	岸田	藤林	馬場	小南	山中	沖藤	櫻井	松本	次井	中村	稲富	野路	○	○	○	○	○	○	○	■	○	■	○	○	○	○
阿部	的場	岸田	藤林	馬場	小南	山中	沖藤	櫻井	松本	次井	中村	稲富	野路																				
○	○	○	○	○	○	○	■	○	■	○	○	○	○																				
<議題> ・ 建議書の内容検討																																	
<概要> 新しい委員紹介 (事務局) 公共的団体の委員交代による委嘱状の交付、委員紹介 岸和田市町会連合会 黒石 純吉氏→ 藤林 清氏																																	
1. 建議書の内容検討 事務局から、別添建議書（案）（以降「(案)」という。）に基づき、前回の内容から変更のあった箇所、追加で記載をした箇所につき説明																																	
● 主な質疑や意見 (委員長) (案) は、前回の議論に基づき、内容を修正したり、書き加えたりした部分が主にあり、また、事務局で検討して若干表現を変えた部分もあるということである。岸和田市の自治基本条例自体は、いまなお価値のある条例であるが、その運用に関してはもっと工夫が必要であり、その部分を建議するというのが今回の建議書の内容である。直すべき点、追記すべき点について、ご指摘いただけるか。 (委員) 建議書の内容の「はじめに」という部分で、推進委員会の職務・役割について「条例及び条例に基づく諸制度の見直し等について、独自に調査審議し、」と記載があるが、一方で、9																																	

頁の参考資料 1 の推進委員会の概要の記載では、より詳しくその職務・役割について記載があり、我々もその記載にあるように踏み込んで検証を行ってきた。第 2 期推進委員会では、推進委員会の下に作業部会を設置し、入念な検証を行った。今期、作業部会はなかったが、本委員会での議論で、制度の検証のみならず、条例と制度が機能しているかどうかまで踏み込んだ検証がなされたと思う。「はじめに」という部分の記載は、実態と比較すると矮小化された表現と感じられるので、もう少し適切な表現に変更をお願いしたい。

(委員長)

個人的には「見直し等」という表現に含まれていると思うが、もう少し強く書いた方がいいという意見である。それでは「現実には制度が機能しているかどうかについて検討を行った」というような内容を追加することとする。

(委員)

4 頁の一番下の最後の「意見が出された」は「対処されたい」に改めた方が他とバランスがよい。3 頁の出資法人の部分の最後の段落「なお、」以降で、条例第 22 条のことが触れているが、この箇所との関連性が分かりにくく、改めて内容の確認が必要である。

(委員長)

3 頁については、確認をした上で、必要でない部分であれば削除することとする。4 頁については、個人的な意見ではなく、委員会の総意として確認をしたということであるから、他とのバランスを考え、よりよい表現に改めることとする。

(委員)

6 頁の「各部ごとに、もしくは教育委員会等の単位毎に」という表現について、一般的に、市長部局と教育委員会がある、というのはあまり知られていない。趣旨が伝わるような文章とするためにも、表現をわかりやすく改めてはどうか。

(委員長)

教育委員会は市長部局ではない、という説明をしだすと長くなり難しいところである。また「単位」という表現も分かりにくい。よりよい表現を検討する。

(委員)

1 頁の総合計画の部分の 2 行目、「を鑑み」は「に鑑み」が正しい表現ではないか。

(委員長)

そのとおり訂正する。最終議論の段階であり「てにをは」を含めご意見を頂けると有難い。

(副委員長)

2 頁の出資法人の部分について、最終から 2 つめの段落の「その結果」について、頭ひとつスペースがいる。また、最後の結論部分の「委ねたい」については、「委ねることとした」といった表現の方が他とのバランスがよい。

6 頁の法務の部分で、前回記載のあった「任期付職員の～」が削除されているが、前回の議論の経過はどうであったか。

(事務局)

こちらは、前回会議では議論はなかった部分で、事務局で内容を記載した部分である。担当部局とも話をしたところ、市では事例のない話で、こういった内容を含め体制の強化を順次していきたい、あえてここに拘らずまずやるべきことを進めていきたいという思いからその部分は削除し、(案)の内容とした。

(副委員長)

縛られるということもあるかもしれないが、例示ということで、建議に挙げてもいいのではないか。8頁の委員会の開催のタイミングの表記で、「引き続き5年を超えない期間ごとに委員会を開催し、」を、5年に1回の開催でよいと捉えられる恐れがある、ということで削除をしたということだが、文言がなくなると7年でもいいとも捉えられる。あえてこの縛りを削除してしまうのはよくない。「継続的・定期的に」という表現では、人により捉え方が変わる恐れもある。

(委員長)

まず、任期付職員の話については、事務局の判断としては、あまり具体的な方策を建議に含めるというよりも、それは市の判断にまかせたほうがいいという趣旨か。

(事務局)

決してそういうことではないが、実際には具体的に進んでないという現状があるということで、一つの例として入れてはどうかということであれば、こちらで議論頂き、結果として建議に入れて頂く形でよい。

(委員)

8頁のところで「5年を超えない」という表現がなくなったことで、7年先でも10年先でもいいのか、と受け止められる恐れがある。前期委員会に参加した際に、作業部会という場で条例の重要性について勉強をし、市民の意見を言う機会も多かった。今回はそのような場がなく、条例への取組がトーンダウンしているのかと危惧する。

(委員長)

「5年を超えない期間ごとに」というのは条例で義務付けられている。推進委員会の建議としては、5年後に第4期を立ち上げればよいということにならぬよう、継続性を確保することが必要ということであった。そういう意味から、5年は開催しなくてよい、という意味に捉えられぬよう、「5年を超えない期間ごとに」を抜いてはどうかという話である。

(委員)

委員長の発言の意味もわかる。条例に記載があることも考慮した上での発言として、表現は検討するとしても、建議の中には注意を喚起する意味で、また我々の意思も明確にするという意味で、「5年を超えない期間ごとに」の部分は追記すべきではないか。

(委員)

法に載っている云々とは別に、通常はそこまで法を読み込んでいない。当然であるが載せていこうという趣旨をもって、このように皆へ知らしめていく文章に盛り込んでいく、ということが条例の趣旨普及という意味からも必要ではないか。

(委員)

「5年を超えない期間」と「継続的に」の両者を盛り込むべき。

(委員長)

それでは、条例の規定の再確認ということになるが、「5年を超えない期間で開催し」という文言を入れるということに改める。

(委員)

2頁の総合計画の部分で『条例上では、「市」という語には』という表現があるが、『条例上では、「市」には』に改めてはどうか。語という言葉が分かりにくい。

(委員)

「という語」を抜いても意味は通じる。

(委員長)

「市」という言葉が条例の中で使われるとき、何を指しているのかということについての話である。「という語」を削除した方が分かりやすいので、そのように改める。任期付職員の部分は、実現性は別にして、新しい取組の例示として、議論した経過として、削除した部分を復活させ建議に入れることとする。

(委員)

法務の部分で、集中型にするのか分散型にするのかということがあるということだが、結局、市はどのようにしていきたいかを知りたい。また以前は、条例の進行管理体制として作業部会が作られ、市民は無報酬で夜集まり検討を重ねた。作業部会を設置することは市として手間がかかるのかもしれないが、今後、どうしていくのか知りたい。

(委員長)

法務の部分については、集中型とするか分散型とするかは、市としての方針が出ているわけではない、ということか。

(事務局)

法務も財政も、担当課の職員しかわからないということではなく、庁内分権ということで、ある程度の範囲で、例えば部局単位で、職員が配置されているというのが理想であり推進していくべきとの認識はある。しかし、行政改革による人の数の問題があり、部単位で管理部局を設けると人が増えるというジレンマもあり、今のところは、人事異動で、財政経験者や法務経験者が分散し配属されるよう努めていこうという程度の話はあるが、市として明らかに人を増やしてやっていこうというのは方針として決まっていない。

作業部会については、事務局として十分ご議論いただきたいと思っている中で、必要であれば設置をしていきたいと認識がある。部会を作るという話が議論の中で出た場合は、対応する事項であった。事務局が大変なので設置しないという理由ではないということをご認識いただきたい。

(委員長)

本委員会の立ち上げのときに聞いた話では、この条例の推進委員会と同時に、総合計画審議会の方も立ち上げ個別の検討をしていくので、2つも並行してやっていくのは市民サイドにも負担が大きいということを聞いた。総合計画の検証は、かなりハードなスケジュールでされていると聞くが。

(事務局)

はい。月2回のペースで夜間開催され、議論も佳境に入ってきている。

(副委員長)

今のご説明のとおり、岸和田市は市民の意見に対する反応が良く、常に市民の参加を促したいと思っているということは、事務局の発言からも非常によく伝わる。重要なのは、それを市民がどう感じているか、ということである。実際に今回第3期では作業部会はなかった、ということについて、先ほどのような説明が事前にあれば、市民の受け止めも違っていただろう。市民参加といった場合は、ちょっとした説明という部分が非常に重要。齟齬が広がってってしまうのはもったいない。市のポジティブなスタンスを市民がどう感じるかという

ところを今後も気を付けていただきたい。

（委員長）

市民委員に負担をかけすぎることについて心配した結果として、本来の市の意図がうまく伝わらなかったということがあるのだろう。月2回夜間集まるのはかなりの負担であろう。しかし、市民の受け止め方として、このような機会を望む市民もいるということで、意識をうまくすりあわせることが大事である。

作業部会の件は、この推進委員会をどう運営していくか、ということである。次期委員会では、委員会の運営の方法についても、検討していただければと思う。

（委員）

泉南地域の他市の条例等の委員会の会議録をみると、当市の自治基本条例の推進委員会の動向を注視している様子が伺える。我々が、委員会の役割を十分認識し、設けられた制度が実効性を高める方法で運用されているかどうかといった機能面まで十分に検証をしてきたということは、誇るべきことである。

（委員長）

岸和田市が大阪府内でも先駆的であることは間違いない。他市も、作った条例がどう生かされているのかという点につき、注目しているのだろう。推進委員会が、制度の検証を行うという役目を負い継続して開催されていることは、大変意義のあることである。今期の目玉とっていいかわからないが、7頁の市民意識調査での調査結果により、6割は条例の名前すら知らないという結果が出た。そのデータを踏まえ、委員会として、市民がより条例の理念を知る為の工夫につき提言をしたことは、今期委員会の重要な成果である。

（委員）

自治基本条例は、地方自治法の改正もクリアし（長の調査権を及ぼすことができる出資法人の範囲の拡大）、最近話題となっている18才という投票年齢の設定（国民投票の投票年齢の引き下げ）もクリアしているし、古いものでなく、今なお非常に斬新な内容であると思っている。

次期推進委員会では、前回の建議がどこまで生かされているのかという内容を検討してもらいたい。また作業部会については、市民が勉強をし、制度がうまく機能しているかの検証等を行う場合に、非常に有益である。法律上の問題で、審議会といった形でない限り具体的な建議ができないということがあるようだが、そこは市が工夫をし、努力して欲しい。

（委員長）

委員に報酬が支払われる委員会が、条例に根拠を置かない形で設置できるのか、ということであるが、裁判所の判断ではできないということである。無報酬で市民が集まって議論するという会議であれば、条例設置でなくても可能で、他市では、勉強会や研究会という名称で市民が集まり、そこに市の職員が加わり情報提供をしながら、勉強をし、議論結果についてまとめ公表している、という例もある。市民自身が制度等を検証し、その検証した成果を改善してはどうかと市に提案することに問題はないと思われ、議会の立場もあるとはいえ、否定されるものでない。

建議内容の進行管理の検証については、今期の委員会でも前半部分で行われていた。今期に上げる建議についても、当然、次期委員会で、その進捗について検証することが最初の作業になっていくのか。

(事務局)

はい。次期委員会においても、必要な作業である。

(委員)

条例の中身は、委員であれば知っているが、一般的に広く知られているとは言い難い。市民が深く知りえる機会もない。作業部会ではないが、市民が学べる場があり、学んだ内容を他へ伝えられるようになればいい。機会を作っていただきたい。

(委員長)

来期委員会をどうすすめていけばよいか、という話に及んでいるが、そういうことも含め、他に意見はあるか。

(委員)

7頁の推進の方策について、小中学校や学生向けの方策が書いてあるが、大人に対しての方策は実効性があるのかどうか気になる。広報きしわだはどれ程読まれているのか、出前講座を利用する団体があるのかどうか、などである。

もっと、市民の企画力やアイデアを活用すべきでないか。第2期委員会では、建議書内容をマンガで表現するといった案も出ていた。行政には堅苦しい部分や発信力の弱さがある。市民も交えて、例えば市民から情報発信をするなど、工夫して方法を検討していけばよい。

(委員長)

市民で、条例の理解が深められるような勉強会が行われるということがあったとよい。行政の職員が招かれるということだけでなく、ここにいる委員の皆さんが講師となり勉強会という形もいい。現実的に、そのような実績はないかもしれないが、理想はそうである。事前の策として、いい意味で市民を巻き込んでいくのは大事で、書き方は難しいが、行政の独り相撲とにならないような、市民を巻き込んだ形でできるような工夫が必要。

(委員)

憲法と同様、自治基本条例も内容が面白いというものでもない。条例制定時は、地域の活動団体の勉強テーマに採用していただくよう働きかけを行い、活動団体の役員の方に話をし、そこから各地域に下ろした。上から順に知って頂き地域に下ろしていくということも、一つの方策である。

(委員)

成果集を作成するというのは、相当大きな宿題である。「条例があるからこそ、市の今がこうあるんだよ」や「条例がなければ〇〇はできていないよ」ということが分かるような、簡単なもので、市民に身近な内容で、数は多すぎず厳選し、成果集に載せるとよい。成果集の作成も、行政ばかりに要求すべきでない。我々委員も含めた市民の中で、その成果をどうやって集めるのかを考えることも大事である。要望となるが、推進体制としては、市職員にボランティアで関わってもらうことも考えて欲しい。

(委員長)

目に見える成果を表現することは、確かに難しい。住民投票が頻繁に行われていると、一見、成果が上がっているように見えるが、そうではなく、住民投票を行わなくてもすんでいるというのが一つの成果である。いざというときの対応がとれるよう制度があるということ、その中で市職員も市民の意向を汲み上げていくということが成果である。成果が見えにくくなっていることも成果という逆説的なところもあり、このタイプの条例の成果を表現するの

は難しい。それでもなお、成果を発見するように努めていくことは大切である。

今後の予定であるが、本日の委員意見を踏まえ、事務局で早急に修正案を作ってください、それについて再度委員の皆さんに意見を伺った上で、私と事務局で最終調整を行うということとしてよろしいか。

(全委員)(事務局)

了承。

(委員長)

ちなみに、第4期の推進委員会が設置されるのはいつ頃を予定しているか。

(事務局)

まだ、予定は決めていない。

(委員長)

次回の日程は、平成26年7月25日(金)の午前10時からでしょうか。

(全委員)

了承。

(委員長)

それでは、これで本日の委員会は終了する。

以上